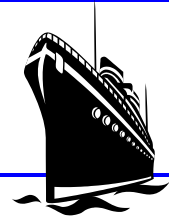


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



改正港湾法と洋上風力発電の導入促進について

わが国で普及が期待されている洋上風力発電施設の設置候補地として、港湾区域の活用が注目されています。港湾区域は安定的な風力エネルギーが得られ、電力系統との接続や洋上風力発電施設の建設・保守・管理時のアクセスが容易であること、管理者・権利関係が明確になっていること等が利点とされています。

本号では、2016年7月に施行された改正港湾法、および新制度のもとで進められている北九州市の取組についてご紹介します。



(出典:NEDO HP 銚子沖プロジェクト)

1. 港湾法改正の背景

洋上風力発電施設を港湾区域内の水域に設置する場合には、自治体などの港湾管理者の占用許可を取得しなくてはなりません。従来は申請の都度、港湾管理者が事業者の適性を判断して占用許可を与えてきましたが、今後は港湾区域における洋上風力発電施設の設置について、複数の事業者からの申請が競合することが予想されるなか、適切な事業者選定のための制度創設が必要と考えられるようになりました。また従来の港湾法で10年以内と定められていた占用許可の有効期間は、洋上風力発電施設の税法上の原価償却年数(17年)や固定価格買取制度における調達期間(20年)に比べて短く、運転期間中に許可の更新が必要でした。プロジェクトへの参画を検討する事業者にとって、十分な期間にわたる占用の確約を事前に得られない点が、銀行から融資を受ける上での障壁となり、日本において洋上風力発電の普及が進まない要因のひとつと考えられてきました。

2. 占用公募制度の創設

改正港湾法では、より優れた技術の採用やコストの縮減に意欲的な事業者による安定的な事業運営を可能にするため、占用許可を与える事業者を公平性と透明性のある公募によって選定する「占用公募制度」(詳細下記)が創設され、占用許可の有効期間が20年以内に変更されました。これにより、長期間にわたる施設の維持管理等にも配慮しつつ、占用者を適切に選定する基準及びその手続の明確化が図られました。

【占用公募制度による事業者選定プロセス概略】

- ① 港湾管理者が公募占用指針を策定する(改正港湾法37条の3)
- ② 事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出する(同37条の4)
- ③ 港湾管理者は公募占用計画が基準に適合しているかどうか審査したうえ、最も適切な計画の提出者を選定し(同37条の5)、当該計画を認定する(同37条の6)
- ④ 事業者は認定計画に基づき占用の許可を申請し、港湾管理者は認定計画提出者の占用を許可する(同37条の8)

【「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針」概要】

○ 占用者を選定するための評価項目

- ・ 参考事例として、以下の項目が挙げられている。

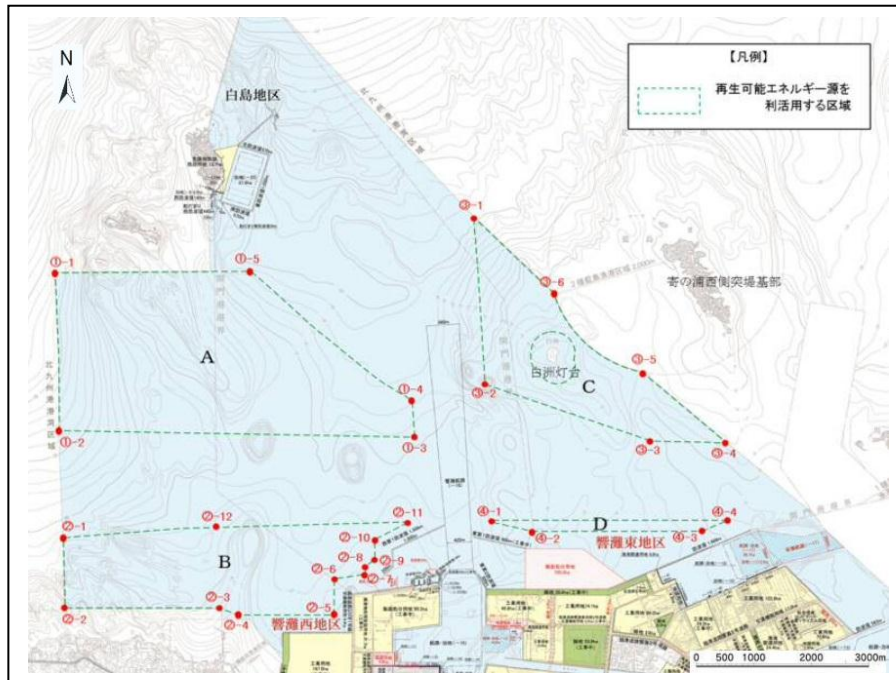
- ①事業の実施方針、②事業実施体制、③計画内容の具体性、実現可能性、④港湾の開発、利用及び保全への配慮、⑤占用料の額、資金計画、収支計画、⑥港湾、地域への配慮

○ 「評価・選定委員会」の設置

- ・ 公募占用指針の策定や占用者の選定にあたっては、学識経験者や地域の実情に詳しい有識者を含む「評価・選定委員会」を設置して実施する旨、記載されている。

3. 北九州市の取組

新制度の適用第一号となるのが、「風力発電関連産業のアジア総合拠点」としての発展を目指している北九州市響灘のプロジェクトです。北九州市が中心となり、環境・エネルギー産業の集積を目指して2010年度に開始した「グリーンエネルギーポートひびき」事業の一環として展開されており、港湾内の2,700haが洋上風力発電施設の設置水域に設定されています。



(出典：北九州市 HP)

響灘のプロジェクトは、2016年8月に公募手続が開始され、10月には各事業者の公募占用計画の受付が終了しました。今後は運用指針に照らして、提出された計画の審査・評価が行われ、2017年1月下旬以降に選定結果が公表される予定となっています。

改正港湾法下で港湾区域における洋上風力発電施設の導入がどのように進んでいくのか、適用第一号となる本プロジェクトの今後の動向に注目が集まります。

<参考文献一覧>

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000169.html

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会HP <http://hibikinada-energy-kiseikai.com/>

北九州市HP <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kou-ku/30300004.html>

NEDO HP <http://www.nedo.go.jp/fuusha/photogallery.html>

月刊「環境管理」2016年6月号 一般社団法人 産業環境管理協会 (2016年6月)

以上